

# 食品安全委員会企画専門調査会

## 第 32 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 12 月 17 日（木） 9:30～12:16

2. 場所 委員会大会議室

### 3. 議事

- (1) 小泉委員長挨拶
- (2) 専門委員の紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出
- (5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について
- (6) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について
- (7) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

早川座長、阿南専門委員、今井専門委員、内田専門委員、江森専門委員、生出専門委員、河合専門委員、酒井専門委員、迫専門委員、佐々木専門委員、壺井専門委員、局専門委員、宗像専門委員、山崎専門委員、山田専門委員、山根専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官

## 5. 配布資料

- 資料 1 専門委員職務関係資料
- 資料 2 食品安全委員会が自ら行う評価とその進捗状況について
- 資料 3 自ら評価案件選定の手続等について
- 資料 4 平成 21 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について
- 資料 5 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 資料 6 「食品安全委員会の改善に向けて」（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況

## 6. 議事内容

◆西村総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 32 回食品安全委員会企画専門調査会を開催させていただきます。まだちょっと遅れて見える先生もいらっしゃると思いますが、もうお着きになるかと思えます。

年末のお忙しい中、今日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私は事務局総務課長の西村でございます。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

### (1) 小泉委員長あいさつ

◆西村総務課長 本日は、10 月 1 日の専門委員の改選後、最初の会合に当たりますので、初めに、小泉食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。よろしくお願いします。

◆小泉委員長 おはようございます。本日は朝早くからこの委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。今、課長から申しましたように、10 月 1 日付けで皆様のお手元に総理大臣から任命書が届いているかと思えます。この専門調査会の委員に就任していただきまして、本当にありがとうございます。属すべき専門調査会というのは、委員長が指名することになっておりまして、皆様方にはこの「企画専門調査会」の専門委員として、御就任いただくことを指名させていただきましたので、今後ともよろしく願いいたします。

私どもの食品安全委員会の下にある専門調査会というのは 14 ございまして、全国で 212 名の専門家の方々に御就任いただきまして、いろいろな懸案について審議いただいております。今まで、もう 6 年半経ちましたが、800 以上の評価案件を終了しております。しかしながら、この企画の専門調査会というのは非常に多角的なところから、特に専門家以外の消費者代表や一般公募の方々に

も就任いただいております。そういった意味で、非常に幅広く大所高所に立って御審議いただくこととなります。

内容といたしましては、食品安全委員会の年間計画とか、あるいは運営の基本的かつ重要な事項につきまして、いろんな目線でそれぞれの専門の立場あるいは知識、経験等を生かしていただいて御審議いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆西村総務課長 ありがとうございます。

次に、本日、席上に配布しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、委員名簿のほかに。

資料1 「専門委員職務関係資料」。

資料2 「食品安全委員会が自ら行う評価とその進捗状況について」。

資料3 「平成21年度自ら評価案件選定手続等について」。

資料4 「平成21年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について」。

資料5 「平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」。

資料6 『食品安全委員会の改善に向けて』（平成21年3月26日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」。

「トランス脂肪酸」と書いてありますファクトシートを、机の上にお配りさせていただいております。

もし不足の資料などございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。よろしゅうございましょうか。事前に送らせていただきました資料と、若干その後修正させていただいているところがございます。

## (2) 専門委員の紹介

◆西村総務課長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず今日は、10月1日の専門委員改選後、初めての会合でございますので、まず専門委員の方々を御紹介させていただきます。今回、専門委員に就任いただいた方を、私の方から、五十音順に御紹介させていただきます。今回、新たに就任されました方は、簡単に一言自己紹介をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

阿南久専門委員。今回、新任で専門委員をお願いいたしました。

◆阿南専門委員 全国消費者団体連絡会の事務局長をやっております、阿南と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

消費者庁の創設のときにも話題になりましたが、食品安全委員会の機能をどう強化していくのかということと、まずは国民に食品安全委員会の役割とやっていることを、どのように知って理解していただくのかということが、非常に大きなポイントだと思っております。そのような立場から参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 続きまして、今井久美子専門委員でございます。今回、公募委員として新任で就任いただきました。

◆今井専門委員 おはようございます。今井です。女子栄養大学の生涯学習講師という役をいただいております。

私は公募でこの委員会に出席させていただいているんですけども、栄養士という仕事の中で、やはり食品の安全・安心ということは以前から非常に興味を持っていますし、こういう大きな公の委員会でお話を伺い、栄養士の立場として、消費者の立場としてもここで勉強させていただいて、更に日本人の食生活を守るという原点から皆さんの御意見を参考にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 再任で、内田健夫専門委員でございます。

◆内田専門委員 日本医師会の常任理事をやっております、内田でございます。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 新任で江森孝至専門委員でございます。

◆江森専門委員 フード連合で事務局長を仰せつかっております、江森と申します。

フード連合は、食品製造業を中心とした労働組合約 300 単組、10 万 400 人を組織している、産業別労働組合でございます。私も 6 年間連合本部にいたときに、ちょうど食品安全委員会が設立をするときでございまして、私どもの加盟組織の雪印が問題を起こしたということもあって、この設立に一部関わってまいりました。働く者も消費者の 1 人という立場でこの議論に参加をしてみたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 再任で生出泉太郎専門委員でございます。

◆生出専門委員 日本薬剤師会副会長の生出と申します。よろしくお願い申し上げます。

◆西村総務課長 同じく再任で、河合義雄専門委員でございます。

◆河合専門委員 株式会社ニチレイの河合でございます。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 今回新任で、酒井淳一専門委員です。

◆酒井専門委員 サクランボの里、山形で動物食品生産のフィールドの健康管理等に努めております。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 再任で、早川堯夫専門委員でございます。

◆早川専門委員 近畿大学の早川でございます。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 新任で、迫和子専門委員でございます。

◆迫専門委員 社団法人日本栄養士会で常務理事を務めております、迫でございます。よろしくお願いいたします。

日本栄養士会というのは、栄養士、管理栄養士という専門職の団体でございます。約6万人の会員がございます。管理栄養士、栄養士は、給食の栄養管理、給食管理、そして栄養指導を通じて、消費者の皆様方と直結する仕事をしている者でございます。近年の食の安全・安心を揺るがすようないろいろな事態の中で、専門職としてこういう場面で関わっていければ、大変ありがたいことだと存じ上げております。どうぞよろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 再任で、佐々木珠美専門委員でございます。

◆佐々木専門委員 日本生活協同組合連合会で、食の安全を担当しております佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

◆西村総務課長 新任で、壺井和子専門委員でございます。

◆壺井専門委員 おはようございます。JA全国女性組織協議会の壺井でございます。よろしくお願いたします。

JA女性組織協議会、は生産者と消費者両面の立場から、食の安全・安心を考えておりまして、常に自給率アップを目標に活動を展開しております。いろいろここで勉強させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

◆西村総務課長 新任で、局博一専門委員でございます。

◆局専門委員 東京大学で3年前ですけれども、食の安全研究センターというものを立ち上げさせていただきまして、私はその初代のセンター長ということで就任させていただきました。現在は企画調整部長ということで、全体的な方でお仕事をさせていただいております。局と申します。どうぞよろしくお願いたします。

◆西村総務課長 再任で、宗像道子専門委員でございます。

◆宗像専門委員 共同通信社の宗像と申します。よろしくお願いたします。

◆西村総務課長 今回公募委員として新しく専門委員に就任いただきました、山崎初美専門委員でございます。

◆山崎専門委員 山崎初美と申します。6月に生活協同組合コープ神奈川の理事を退任いたしまして、公募の方に応募させていただきました。

主婦という立場なのですが、国民にはこちらの活動、やっていること、考え方が降りてこないということを感じておりましたので、こちらに参加させていただきまして、そういうところを自分なりに探ってみて、どうしたらいいのかなということを考えさせていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

◆西村総務課長 新任で、山田祥男専門委員でございます。

◆**山田専門委員** イトヨーカ堂で品質管理を担当しております、山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

前任の伊藤も9月まで参加させていただいておりましたが、社内での役職は同じでも、前任がずっと仕入れ畑を経験してきたのに対して、私は店長を長くやってまいりました。お店でお客様と実際に対話した経験がお役に立てれば良いと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

◆**西村総務課長** 再任で、山根香織専門委員でございます。

◆**山根専門委員** 主婦連合会の山根と申します。よろしくお願いたします。

◆**西村総務課長** また、本日欠席されておりますけれども、清水英佑専門委員、渡邊治雄専門委員が再任されております。

任期は、平成23年9月30日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

先ほど小泉委員長からごあいさつがありましたけれども、本日は、食品安全委員会から、そのほかの委員にも出席をいただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

委員長代理の見上委員でございます。

企画専門調査会主担当の長尾委員でございます。

野村委員でございます。

畑江委員でございます。

廣瀬委員でございます。

村田委員でございます。

続きまして、私ども事務局側の紹介をさせていただきます。

事務局長の栗本でございます。

次長の太谷でございます。

情報・緊急時対応課長の酒井でございます。

評価課長の北條でございます。

リスクコミュニケーション官の新本でございます。

### (3) 専門調査会の運営等について

◆西村総務課長 それでは、次に専門調査会の運営などについてでございますけれども、お手元の資料を若干御説明させていただきたいと思っております。

専門委員のメンバー表でございますが、今、御紹介いただいたようなメンバーで構成しております。

次のページに、「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」ということで、平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定というものが付いております。この「1」から「3」という項目につきまして、食品安全委員会の親委員会の方から企画専門調査会に調査審議をするようにということで、指定をされているところでございます。本日は、この 2 と 3 について主に御審議をいただくことになっております。

「資料 1」を御覧いただきたいと思います。「専門委員職務関係資料」でございます。これにつきましては時間も限られておりますので、ポイントだけざっとたどらせていただきたいと思います。

1 ページから食品安全基本法が書いてあるところでございますけれども、とりわけこの食品健康影響評価を行うことを目的に、この食品安全委員会が創設されているわけでございます。1 ページの下の第 11 条に、この食品健康影響評価の実施ということが規定されております。

2 ページ、第 3 項に、「前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。」と規定されているところでございまして、食品安全委員会のミッションがこのように規定されているところでございます。

4 ページには第 23 条ということで、委員会の所掌事務が書かれているところでございます。この中で第 2 号には食品健康影響評価を行うことというのが書いてありますし、3 から 5 号には必要な勧告や意見を述べるということが書かれております。また 6 号には必要な科学的調査及び研究を行うこと。そして 7 号には関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。いわゆるリスクコミュニケーションについて規定がされております。こういった業務が法律上、委員会の所掌事務とされているところでございます。

8 ページの下の方、第 36 条というところで専門委員の職務についてでございます。「委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。」ということで、内閣総理大臣の任命によって専門委員が任命されているということで、皆様方をお願いをしているところでございます。

10 ページ、先ほど、食品安全基本法の規定に、科学的知見に基づいて、客観的、中立公正に評価をするということが書かれているということでございましたけれども、「食品安全を守るしくみ」ということで、食品安全基本法に基づきまして食品安全委員会がリスク評価を科学的、客観的、中立公正に行い、そして厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関が、ここに書いてあるような



要素も考慮して、リスク管理を行うという役割分担がなされているということでございます。

なお、9月に消費者庁が創設をされておきまして、消費者庁は新開発食品のうち、特保の表示についての権限を持っておりますが、この部分については、「厚生労働省、農林水産省等」の「等」に当たるリスク管理機関の一翼を担うことになりまして、食品安全を含むより広い消費者行政全体の調整事務を行うという意味では、この図全体の外側をすっぽり覆うような形の役割を果たすという形になっているところでございます。

15 ページ、「食品安全委員会専門調査会運営規程」で、専門調査会の運営の進め方が書いてございます。この第2条には専門調査会、第2条第1項第1号に企画専門調査会を置くということで規定がされているところでございます。

第3項には、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。」ということ。第5項には、「座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」という座長代理の指名の規定がございます。第3条には、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。」と書かれているところでございます。

17 ページには、その他の専門調査会が列挙されております。

19 ページ、「食品安全委員会の公開について」ということございまして、委員会は原則として公開し、議事録も公開される旨が書かれているところでございます。ここに書いてあるのは、原則、委員会のことでございますが、「5（1）」に、「専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。」ということで、この専門調査会についても公開で行われることが原則とされております。

後は、その他の業務についていろいろと書いているところでございますが、特に、企画専門調査会との関係では 26 ページを御覧いただきたいと思っております。26 ページに、「自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」ということございまして、特に、「2. 自ら評価、ファクトシート、Q & A等に関する作業フローについて」ということで、自ら評価対象候補を募集し、自ら評価対象候補を企画専門調査会で絞り込み、委員会に報告、必要に応じてファクトシートの作成などを行うという手順について書かれているところでございます。

33 ページを御覧いただきたいと思っております。「専門委員の服務について」ということございまして、食品安全委員会の専門委員は、内閣総理大臣が任命する非常勤の職員ということになってございます。この中で、特に 34 ページの「5」に書いてあるところでございますけれども、「秘密を守る義務」ということで、守秘義務が課されているところでございます。

特に 34 ページの下の括弧に書いてあるところについて、ちょっと注意をいただければと思っております。専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全

性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう、一個人の見解ということでやっていただくということに、御留意いただく必要があるということでございますので、よろしく願いいたします。

その後は、関係の規定などが付いておりますので、また必要に応じて御参照いただければと思います。駆け足で恐縮でございますが、専門委員の職務に関係する事項について、ざっと資料を御説明させていただきました。ここまで何か御質問などございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、今の内容に基づきまして専門委員をお務めいただければ、大変幸いです。

#### (4) 座長の選出

◆西村総務課長 次に、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。座長の選出につきましては、先ほど申しあげました食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第3項により、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。」とされております。

この座長につきましては、改選前に引き続き、早川専門委員をお願いをしたいと思います。皆様いかがでございましょうか。

(賛同の声あり)

◆西村総務課長 ありがとうございます。それでは、皆様に御賛同いただきましたので、早川専門委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の議事の進行を早川座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◆早川座長 早川でございます。選任をいただきましたので、ふつつかながら座長を務めさせていただきたいと思っております。委員の先生方の御協力を得まして、会議をスムーズに進めていければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事の進行をさせていただきたいと思っております。

まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とございます。

したがいまして、私の方から座長代理として、本日は御欠席でございますが、引き続き、清水専門委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、清水専門委員を座長代理として指名させていただきます。

なお、清水専門委員は、本日御欠席されておりますので、先生には私の方から御了解をいただくことにさせていただきたいと思います。

次に、この専門調査会は、非常に多岐にわたる事項を調査審議するということから、平成15年10月より、農薬や飼料添加物などの生産資材に関し、専門的知見を有する方といたしまして、日本曹達株式会社の上席参与で、農業化学品事業部の安全性・登録担当をされております服部光雄氏に、専門参考人として当専門調査会に御出席をいただいております。そこで、各専門委員に御了解をいただきまして、引き続き服部氏に御参加いただきたいと思いますと思いますが、皆様方がございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

◆早川座長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、服部光雄氏に専門参考人として、当調査会に御出席いただくことにさせていただきたいと思います。

#### (5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について

◆早川座長 それでは、まず、「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について」の審議を行いたいと思います。この議題につきましては、9月29日の当専門調査会で、第1回目の絞り込みを行っております。10月1日の委員の改選によりましてメンバーに変更が生じておりますので、初めに、この自ら評価の案件選定の流れと前回の審議の結果について復習できればと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、お手元の「資料2」と「資料3」に基づきまして、御説明をさせていただきます。委員の改選で前回と半分ぐらいの方が替わっておられますので、若干重複しますが、お許しいただければと思います。

資料2でございますけれども、食品安全委員会が「自ら行う評価」というものを、いわゆる自ら

評価と呼んでおります。

「資料2-1」でございますが、これまで自ら評価として食品安全委員会が行ってきているものについては、大きく分けて7つあるわけでございます。通常のリスク管理機関から諮問を受けて評価を行うものとは別に、食品安全委員会が自ら必要性を判断し、リスク評価を実施したということでございます。平成16年の「BSE対策について」を始めといたしまして、「食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価」、これは平成16年に自ら評価の実施を決定し、その後、まず、カンピロバクターの評価から始め、平成21年4月に、微生物・ウイルス専門調査会で、このカンピロバクターの評価書がまとまっているところでございます。現在残りの優先評価3案件ということで、ノロウイルスなどについての作業の準備をしているという状況でございます。

下の方でございます「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」ということで、これは平成19年に自ら評価の実施を決定し、プリオン専門調査会において調査審議が行われております。現在は、オーストラリアなど8か国分について、評価書（案）の取りまとめが行われているという段階でございます。

めくっていただきまして、「鉛」でございます。これにつきましては、平成20年4月に、自ら評価の実施を決定し、現在は、化学物質・汚染物質専門調査会の下に鉛ワーキンググループを設置し、調査審議を行っているところでございます。

かび毒「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関しましては、今年3月の食品安全委員会ですら評価案件として決定し、現在、かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議が行われております。

かび毒「オクラトキシンA」についても同様に今年3月に決定をされまして、現在、調査をしてデータの収集などを行っている段階でございます。

「ヒ素」でございますが、これにつきましても、今年3月に自ら評価案件として決定された後、現在は、化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会において、調査審議が行われているといった状況でございます。

それぞれがどういった形で、どういった経緯で選定されてきたかというのが、3ページ以下に、「表」になっているところでございます。毎年、幾つかの候補をこの企画専門調査会でもって挙げていただきまして絞り込んで、候補案を食品安全委員会親委員会に御提案をいただきます。そして、食品安全委員会でもまた絞り込みを行いまして、自ら評価案件を決定するといった形になっているところでございます。

例えば、3ページの「20年度」というところを御覧いただきますと、8つの候補が挙げられたものの中で、最終的には「1」、「3」、「7」の3つについて、自ら評価の実施が決定されたということでございます。その他のものについては情報収集を継続して行う、ないしは、ファクトシート

を作成して対応するといった処理が決められているところでございます。それぞれ 19 年度以前についても書いてあるところでございます。

5 ページ、平成 19 年度の案件の中で「10 有機ヒ素化合物」ということで、ファクトシートの作成が決定されているところでございます。これにつきましては、前回のこの調査会におきましても、「ファクトシートを作成準備中」と御報告したところでございますが、その後、食品中のヒ素に関する評価全体を行うことになりましたので、そちらの方に吸収をしてヒ素の評価全体の中で対応するというので、ファクトシートの作成については見送りまして、全体の評価の方で対応するという処理になっているところでございます。

18 年度でございます。6 ページの中で、「2 ヒジキ中の無機ヒ素に関する食品健康影響評価」がでございます。これについても同様にファクトシート作成となっておりますが、その後、21 年 3 月にヒ素に関する自ら評価というのが行われることになりましたので、そちらの方で対応するという整理に変わっているところでございます。

その他、各年度につきまして、幾つか挙げられた候補の中から、どういう経緯で絞られていったかが書かれているところでございますが、8 ページを御覧いただきたいと思います。平成 16 年度の「3」でトランス脂肪酸が挙がっております。この平成 16 年におきましては、幾つか挙げられたもののうち、トランス脂肪酸も候補案に挙がっておりましたが、このときにはファクトシート作成ということで決定をされていたところでございますが、今回、また候補案として挙げられているところでございます。

「資料 3」に移りたいと思います。自ら評価案件の選定の手続、流れでございます。

「資料 3-1」を御覧ください。自ら評価案件の決定までのフローでございます。これは前回の調査会でも御説明させていただいたところでございますが、まずいろんな方面からの意見を基に事務局で自ら評価の案件候補の整理を行い、それを企画専門調査会で御審議いただき、絞り込んでいただくという手続でございます。前回 9 月 29 日に第 1 回目の御審議をいただきまして、今日 12 月 17 日に 2 回目の絞り込みをいただくということでございます。その後、年明けには食品安全委員会親委員会におきまして審議をいただきまして、必要に応じて意見・情報の募集などを行った上で決定をする流れになっているところでございます。

3 ページの「資料 3-2」を御覧いただきたいと思います。委員会が自ら評価に関しまして、企画専門調査会でどういった候補案について絞っていただくかということにつきまして、平成 16 年 5 月に、最初に委員会で決定されたものでございます。このルールは、今年 6 月にこの企画専門調査会で改めて議論され、若干の修正がされております。そして 7 月の委員会で修正されたものとして決定されたものが、ここにある資料 3-2 ということでございます。

まず、調査審議の対象案件ということで、「①」に書いてございますように、下の「1」から「4」というようなものを対象案件として挙げる。そして、その中で除外事由に当たるものについては除外をするといった形で、どういったふうに絞っていくかということのルールを透明化しているものがございます。

「対象案件の情報源」としましては4つありまして、関係機関やマスメディアなどの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告などの情報、委員会への要望書などの情報、外部募集により寄せられた情報となっております。この「4.」の「外部募集により寄せられた情報」につきましては、今年は食品安全モニターの方々から募集をさせていただきました。

そして、この中で4ページにございますような除外事由に当たるものについては除外をする。なぜ除外をしたかについては整理をして御報告することになっております。例えば、「(1)」にございますような、食品安全委員会の評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合、過去に企画専門調査会で審議されたが、対象候補にならなかったものなどのうちで、その後、新たな科学的知見が得られていない場合、食品健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合と、こういうようなものが除外理由ということで定められております。

この企画専門調査会でリストアップしていただいたもののうち、5ページに書いております「資料3-3」による選定の考え方に基きまして、食品安全委員会で最終的に候補を決定するというところでございますけれども、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、危害要因等の把握の必要性が高いもの、評価ニーズが特に高いと判断される、科学的知見が充足しているといったものを配慮しつつ、選定をすることになってございます。

こういった手続を踏まえまして、今般、平成21年度の評価案件候補として掲げられているものが7ページの「資料3-4」でございます。今回は19件がリストアップされたわけでございますが、そのうち先ほど申し上げました除外理由に該当するというので、「5」以降については調査審議の対象にはならないという整理になろうかと思っております。この調査審議の対象とならない理由については、次のページの「資料3-5」にございますけれども、多くのものは既にリスク管理機関などにおいて対応が行われつつあるものという理由でございます。

これを除きますと7ページの「一」にあります、「カフェイン」、「アルミニウム」、「トランス脂肪酸」、「シガテラ毒」の4つが候補として残るということでございます。本日はこの4つの品目のうちから、基本的には自ら評価案件の候補の絞り込みの御審議をいただきたいということでございます。それぞれのカフェイン等の品目についての資料の御説明は、この後させていただきたいと思っておりますが、とりあえず全体の流れについて、以上御説明をさせていただきました。

◆**早川座長** ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらどうぞよろしくお願いたします。

阿南専門委員、どうぞ。

◆**阿南専門委員** 対象案件の情報源として国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報についてですが、これは具体的にはどの部署が、どのようにして情報を集めているのでしょうか。

◆**早川座長** よろしくお願いたします。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 情報課長の酒井でございます。今の御質問にお答え申し上げます。

私ども情報課では、毎日刻々発表されます世界各国の評価機関等からの情報について、ホームページ等を通じまして日々収集をしております。それについては翻訳をいたしまして、各委員と情報共有をすることをしてしております。そういう中から候補として挙がってきたものがあるといったことでございます。

御質問については、担当は情報課でやっておりまして、仕方としてはホームページ等で公表されている情報を集めるという形で行われているということでございます。

◆**早川座長** いかがですか。

◆**阿南専門委員** ありがとうございます。マスメディアからは、ここでこんな情報があるということとは寄せられるのでしょうか。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 済みません、そこについてはお答えをしておりませんでした。その収集する情報の中に、大きな新聞の中の情報で食品の安全に関するものについても同様に収集をしておりますので、そういう中でハザードとして注目されているものがありましたら、それも同様に情報共有をしております。

◆**早川座長** いかがですか。

◆**阿南専門委員** 具体的に話していただくと分かりやすいのですが、例えば。

◆酒井情報・緊急時対応課長 一般的に読まれている新聞です。例えばヘラルドとかタイムズとか、そういった情報については日々チェックをしているということでございます。大衆紙、新聞は購入をしております、それをずっと見て食品の安全に関するものがあればそれをピックアップして、こういったハザードが注目されているということ、皆さんで共有するという形でございます。

◆早川座長 国内的にはいかがでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 国内についても、新聞は日々切り抜き等で情報共有をするという形で行われております。これは必ずしも情報課だけではなくて、局全体での取組となります。

◆早川座長 よろしゅうございますか。

外にいかがでございましょうか。初めての方も大勢いらっしゃいますので、御遠慮なく何でも御質問があればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に追加の御質問等がございませんようでしたら、前回の審議に引き続きまして、案件とされた4件についての絞り込みを行いたいと思います。まず、それぞれの案件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、「資料4」を御用意ください。資料4の表紙に先ほど総務課長の方から御説明しましたように、「カフェイン」、「アルミニウム」、「トランス脂肪酸」、「シガテラ毒」ということで資料を用意いたしました。これらについて続けて御説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ、カフェインでございます。まず、「危害要因の概要」ということで「ポツ」が順番に付いておりますけれども、カフェインは御承知のようにコーヒー豆とか茶葉などに含まれる物質ということで、中枢神経の興奮作用を有しております、眠気の除去などに用いられる場合があるということでございます。

リスクでございますが、カフェインの摂り過ぎということで妊婦さんにおかれましては自然流産の可能性があるとということ、感受性の高い者は不眠、頭痛、神経過敏などの影響があると言われております。

成人に比べまして、子どもの行動に及ぼすカフェインのリスクは高いとされております。生殖にも影響があるのではないかという知見がございます。



6つ目のボツでございますが、量はということになりますと、コーヒーのカフェインが1日当たり300mgを超えると、流産率が2倍になるといったレポートがございました。

「リスク管理の現状等」でございますけれども、「国内」ですと、厚生労働省が管理をしております既存の添加物の名簿というものがございますが、これの中にカフェインが収載されておりました、制限の範囲で使われるということで、苦味を加えるために使われております。そのリスクについて平成8年でございますが、厚生科学研究が行われておりました、基本的な安全性は確保されていると判断がされているところでございます。

「国際機関」でございますが、Codex という国際的な機関がございますけれども、そこでは基準値は設定されておられません。WHO（世界保健機構）はコメントを出しておりますけれども、リスクに不明なところがあるということで、妊婦の方はコーヒーの摂取量を1日3から4杯までにすべきということで、2001年に母親向けのブックレットの中で記述がされているということでございます。

「諸外国等」ということで国ごとの取組でございますけれども、英国にFSAという基準庁と称しておりますが、そういう組織がございます。そちらの方ではやはりリスクが高くなる可能性があるので、妊娠した女性に対してカフェイン最大摂取量を300mg/日から200mg/日に制限するように求めているということでございます。

カナダの取組でございますが、12歳以下の子どもに対して2.5mg/kg体重/日ということでございます。1日当たり、体重当たり2.5mgということでございますので、例えば20kgのお子さんでしたら1日当たり50mgを上限にすべきということでございます。妊娠の適齢期の女性に対しては300mg/人/日、健康な成人でありましたら400から450mg/人/日が目安とされているところでございます。

2ページ、スイスの取組でございますけれども、妊娠中及び授乳中の食事に関する一般向けのパンフレットということで、ここでも1日当たり2から3杯ということと、他のカフェイン含有飲料といったものについては、制限した方がいいのではないかという助言が掲載されております。

オーストラリアとニュージーランドは共同で食品の基準機関という組織を設けております。その略としてFSANZと申し上げますけれども、FSANZで2000年に報告書を発表しております。健康リスクについては言及はないのですけれども、カフェインの添加、製品に加える場合は、オーストラリアは製品1kg当たり145mg、ニュージーランドでは200mgということを経済報告書の中では記載しております。ただ、今年10月に再度カフェインの評価を進めるということで合意がされていると聞いております。

先ほどまではリスクの管理ということでございましたが、リスクがどのぐらいあるかを評価する。

食品安全委員会も評価機関でございますけれども、この評価の部分についての知見でございます。

国際がん研究機関（IARC）という組織がございまして、そちらで物質ごとにがんのリスクについて分類をされております。その中でカフェインはグループ3ということで、ヒトに対して発がん性があるとは分類できないと1991年に評価がされております。

諸外国の評価機関のコメントになりますが、EUの食品科学委員会（SCF）は、エネルギー飲料についてコメントしております。このエネルギー飲料というのはカフェインを強化した飲料でございまして、ヨーロッパ、欧米で急速に若者の間で流通、普及が図られたということでございますので、それについてのコメントとなります。

リスクを3グループに分けております。「①」は、妊娠していない成人については懸念はないということでございます。「②」は、子どもの場合、カフェインの暴露が増加することにより、一時的な行動の変化に結び付く可能性があるという注意喚起がされています。先ほど来お話があります妊婦のことでございますが、こちらでも300mg/日より少ない場合には安全だという記述がございまして、

食品安全委員会がリスク評価をするとすれば、どういった点に留意しなければならないのかということで、事務局の方で少し整理をさせていただきましたので、御参考までに御覧ください。「リスク評価を行う上での留意事項」ということで、ポツを4つほど付けております。

各国の様子を見ますと評価ではなくて、ファクトシート、助言といった形の対応になっているようでございます。なかなか現在の知見では評価を行うのは困難な状況ではないかとみています。

2つ目のポツですが、カフェインを含むコーヒーやお茶というのは嗜好品ということで、各自の好みというものもございまして、比較的優先度は低いのではないかと考えております。

3つ目のポツですが、単純に毒性試験というわけにはカフェインはいかないだろうと思っておりますので、通常の評価手法ではなかなか評価しにくい。やはり何らかの工夫が必要になるだろうと考えております。

4つ目としましては実際の数量でございまして、既存添加物と管理がされておまして、年間32トンということで数字があったので、それを引用しております。御参考にしていただければと思います。以降にも重複の部分がありますが、社会的な影響なども考慮すべき物質ではないかと考えるということで、「備考」に記させていただいております。

続きまして、アルミニウムについてお話を申し上げたいと思っております。

「危害要因の概要」でございまして、アルミニウムは御承知のように地殻を構成する元素の中で酸素、ケイ素に次いで3番目に多い元素ということでございまして、土壌、水、空気中に広く分布をしております。実際の利用でございまして、包装材料、容器、台所用品、車、飛行機などに使われておりますけれども、医薬品、化粧品、更に食品添加物として利用されているという実態がござい

ます。最近の知見では、繁殖系や発達神経系に影響があるのではないかとされているところがございます。

「リスク管理の現状等」でございますけれども、日本におきましても、水道水中のアルミニウムというのを  $0.2\text{mg/L}$  以下と水道法によって基準が定められております。また、アルミニウムを添加物として添加する場合がございますが、先ほどのカフェインと同じように既存添加物の名簿に記載をされております。平成8年度の厚生科学研究におきまして、基本的な安全性は確保されていると評価されているところでございます。

こちらは国際的な基準がございます。暫定週間耐容摂取量、暫定的に決めた1週間当たりここの摂取する分には、安全性に問題はないといった水準でございます。PTWI という数字になりますが、これは JECFA という FAO と WHO が共同して、専門家を集めて食品添加物等について審議をする機関でございます。JECFA が 2006 年に1週間当たり、体重  $1\text{kg}$  当たり  $1\text{mg}$  が1つの基準ではないかということでございます。

諸外国での管理状況でございますけれども、ドイツの方でも評価研究のための機関、BfR と言っておりますが、そちらの方で「酸及び塩を含む料理及び飲料の保存にアルミニウム容器等を使用しないよう助言」ということでございます。

「リスク評価等の実施状況」でございます。「国内」、食品安全委員会でございますけれども、平成17年に先ほどお話がありましたように、アルツハイマーとの関連があるということで候補に挙がりましたが、いろいろ調べてみますと関連性が薄いということが判断されましたので、候補から除外されたという経緯がございます。

「国際機関」でございますが、がんの研究機関、こちらはむしろ産業的な暴露の方が問題になっておりまして、アルミニウム製造工程における暴露についてグループ1、ヒトに対して発がん性があるということで1987年でございますので大分前でございますが、規定がされているということでございます。それを踏まえ、粉塵対策等が講じられているというのが現状でございます。

先ほど出ました JECFA、FAO と WHO の合同専門家会議です。こちらの方でも何回か議論がされています。「①」が1986年の議論でございます。いろいろ書いてございますが、結論的にはデータの不足が課題だということです。食品中のアルミニウムの含有量、調理器具からの影響、追加的な安全性のデータが必要だということで懸念が示されておりました。

その後、「②」は、2006年でございますが、67回の会合におきまして、アルミニウムは繁殖系及び発達神経系に従来の PTWI、先ほど申しました暫定耐容週間摂取量でございますけれども、使用した投与量より低い投与量で健康影響があると結論したということで、従来は  $7\text{mg/kg}$  体重/週だったのですが、先ほど御紹介しましたように  $1\text{mg/kg}$  体重/週に引き下げを行っています。

また、一部の人で、特にアルミニウムを含む食品添加物を含む食品を日常摂取している子どもでは、これを超過する可能性があるということで注意喚起が行われております。調整乳のうち大豆ベースの中にアルミニウムが高いものがあるので、注意が必要だというコメントもされています。

「諸外国等」ということで、Codex ですので分類はちょっと難しいんですが、こちらに書いてございますけれども、2009年3月ということで、今年3月に開催されまして、日本も参加をしております。その中でいろいろ最大使用量について議論をしたんですが、やはりデータ不足だということで、各国で分担して試験を進めることが決められておりまして、日本におきましても硫酸アルミニウムアンモニウム、御承知のとおり、これはミョウバンでございますけれども、ミョウバン等について追加試験を分担しております。それらのデータが集まると評価をしようという段取りになっているということでございます。「諸外国等」のところに入れておきました。

4番目ですが、欧州の動きです。欧州連合ということで1つのグループとして今、評価をしております。その組織が食品安全委員会のような評価組織ということでEFSA、イタリアのパルマに事務局がございまして。そちらの方のコメントでございますけれども、こちらでも1mg アルミニウム/kg 体重/週のTWI、これは暫定という記述がありませんのでTWIとなっております。1週間当たりということで、概念としては同じです。2008年に決められております。

「リスク評価実施上の留意事項」ということで、同様にお話を申し上げます。まず摂取量がどのくらいかという、リスクの大きさを判定するための摂取量でございますけれども、JECFA は日本も参加しておりますのでデータを出しておりまして、国際的にも日本というのが2.3mg/日、86年で少しデータが古いですが、米国がそれに対しまして14.3 ということで高い数字になっているようでございます。

WHO で1989年でございますが、子どもで2から6mg、10代で6から14mg という数字がございました。

食品添加物研究会でマーケットバスケット方式ということで、日本人が食事をする内容について調査をして、その中にどれだけ含まれているかを分析して、それを累計するという形の手法でございますが、その中で、加工食品と未加工食品に分けて結果を出しております。その数値が加工食品で3.65mg、未加工食品で1.58mg ですから、合わせますと5.23mg/日になろうかと思えます。未加工品でもこれだけ含まれているということが確認できる。環境中にも広く分布しておりますので、これぐらい摂取していることになります。

留意点でございますが、ここで3つほど挙げております。各国でも分担して研究しているように、データがまだまだ足りない部分があるということでございます。また、試験なども精度の高いものでなければ、環境中のいわゆるコンタミネーションと言うんでしょうか、環境中のものをいろいろ

拾ってデータが乱れる可能性があるので、精度の高いデータ収集が必要だと考えます。

EFSA で調理方法や使用した分析法の理由により、アルミニウムの暴露に大きく影響していることを推定する。なかなか個々の取組なので難しい。一律的には判断ができないという旨の指摘もしております。

一方、アルツハイマーとの関係でございますが、先ほど否定されたと申し上げましたけれども、先ほどのヨーロッパの評価機関 EFSA が 2008 年、ドイツの評価研究機関 BfR が 2007 年に、アルツハイマーとは無関係だということで、確認をされている状況でございます。

「備考」の部分が少し多くなっておりますが、状況について知見ということでお伝えをしたいと思います。

まず、WHO でアルミニウムの調理器具による影響ということで試験をされております。アルミニウムの鍋を使って餌を調理するといった形での取組でございますが、対照群と比べまして骨におけるアルミニウムの蓄積量には、有意な差は確認できなかったということでございます。

ドイツの BfR のお話でございますが、これは事例的にどうもアルミの容器にリンゴを入れてしまった場合があったようですが、そういった場合には果汁にアルミニウムが移行しまして、高濃度のアルミニウムが検出されることが事例としてあったようでございました。それについての注意喚起が、先ほどのようにアルミニウムの容器の中にはそういったものは入れるべきではないということが言われております。

既存添加物のアルミニウムは、広く既存の添加物ということで広く使われていることもありまして、なかなか実態は把握しにくいのですけれども、厚生労働省の研究ということで調査をいただいております。既存添加物由来のアルミニウム摂取量の調査では 5.3mg/人/日と設定されているということでございます。

前回の企画専門調査会におきまして、アルミニウムについて質問が 2 点ございました。それについて口頭で申し訳ないのですが、回答をさせていただきます。

1 点目の質問は、家庭菜園で使う汚泥から造った肥料の中にアルミニウムの膜でこしたのがある。そういったものではアルミニウムのリスクが高くなっているのではないかという御質問でございます。

これについては御指摘のとおり、汚泥については汚泥処理の過程におきまして、アルミニウムの化合物、具体的にはポリ塩化アルミニウムというものを使ってありますが、泥状になったものから水と水分と固形分を分離するために、凝集剤として添加をするということを行われている処理場がございます。ただ、最近はアルミニウムではなくて鉄の化合物あるいは生物系の凝集剤ということで、微生物を使った凝集剤を使っておりますので、その割合は低くなっているようでございます。

具体的な率は分かりませんが、霞ヶ浦周辺の処理場では使わないように指導しているといった事例が確認できました。そういう状況がございます。

また、肥料中のアルミニウムについて調べた文献が1件だけございました。それを見ますと、堆肥中のアルミニウムは、外と比べて差がなかったという結果でございます。その中の考察で、発酵過程におきましてアルミニウムが流出をしているのではないかとということ、それと先ほど申しましたように、最近ではアルミニウムを使う例が減っていることと、もともと添加する量が処理量に比べて微量でございますので、そういった意味で残留がなかったのではないかと推定をしております。御懸念については心配のない状況ではないかということが確認できております。

2つ目の質問でございますが、アルミ容器について殺菌のため強酸の水を使うことがある。そういった場合にはアルミニウムが溶け出しているのではないかと懸念があるので、調べてほしいという内容でございます。

それについては調査をいたしました。御指摘のようにアルミニウムは酸に弱いということで、先ほどのドイツの評価研究機関のコメントにあるとおりでございます。ただ、日本の一般的な状況を確認しますと、酸やアルカリで洗浄する場合、具体的にはミネラルとかタンパク質を落とすために、普通の洗剤で落ちない場合はそういったものを使うわけですが、そういった処理をする場合は通常ステンレス製の容器や、バルクを使っている例が多いようでございます。

仮にアルミの容器を使わなければいけない場合は、アルミの加工でアルマイト加工という処理がございますが、酸化膜を表面に形成をいたしまして、酸に強くするという処理が行われておまして、一般的にはアルマイト加工をされた容器が扱われるという状況になっているようでございます。仮に摩擦等で被膜がはがれたような場合には溶出する可能性がございますけれども、そういったアルマイト加工のもの、あるいはステンレス製のものであれば、アルミの溶出という点では余り影響はないのではないかとということが確認できた状況でございます。話が長くなって申し訳ありませんが、そういった宿題がございましたので回答をしておきます。

続きまして、3番目のトランス脂肪酸でございます。

トランス脂肪酸については定義がここがございます。Codexの定義で、2006年7月、3年前に定義したもので、議論するためにはハザードを正確に特定しなければいけないということで規定されたものでございます。少し読み上げますと、「トランス脂肪酸とは、少なくとも1つ以上のメチレン基によって離された非共役型の、trans配位の炭素-炭素二重結合をもつ、単価不飽和脂肪酸と多価不飽和脂肪酸のすべての幾何異性体」というのが定義になるわけですが、なかなか理解がしにくいので、先ほど机上配布をしておりますトランス脂肪酸のファクトシートを御覧いただきたいと思います。

1 ページの一番下に「図」がございますが、3つ図が並んでおります。脂肪酸のうち不飽和脂肪酸というのは、この3つの図にありますように、「C」というのが炭素でございます。炭素同士が2本の手で結んでいるのが不飽和の状態と言われております。不飽和の状態では手が4本ですから、隣の炭素と1本の手で、二重結合のところでは2本の手、手が1つ余っておりますので、そこに水素がくっついております。水素は「H」でございます。そのHの位置を見ていただきますと、「トランス型」というのは互い違いになっております。Hが上と下にあります。それに対して「シス型」というのは上側だけにあります。このシス型というのは同じ側、トランス型というのは互い違いになっているということでございます。

ちなみに共役、非共役ということがありましたが、共役というのは二重結合が連続して続いているような場合、こういうものを共役型と称しております。こういった物質群ですので1つのものではなくて類と言うのが正確かもしれませんが、ここではトランス脂肪酸と言わせていただきます。

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングに含まれるということで、不飽和でございます。先ほど申しました二重結合があるということです。液体の植物油が多いのですが、液体状の油脂を硬くするために水素を添加するという工程がございます。あるいは特有のにおいがある油がありますけれども、それについて、においを消すために加工する場合があります。加熱をしたり精製したりしますが、そういう過程でできる。また、自然の中でも牛や羊の反芻胃の中には微生物がたくさんおりますので、その中でトランス型の脂肪酸をつくるものもあると言われております。

作用としては、疫学研究等で悪玉のコレステロールのLDL-コレステロールは、末梢の方にコレステロールを運ぶ役割がある。それを増加させる。善玉コレステロールは末梢から肝臓の方にコレステロールを運ぶHDL-コレステロールに分類されておりますが、こちらを少なくする。ですから、末梢にコレステロールがたまりやすくする効果があるのではないかと。その結果、動脈硬化などのリスクを高めるという報告がございます。

「リスクの管理の現状等」でございますけれども、1つ目には、消費者庁で含有量の表示に関する検討を既に始めておられます。農林水産省でもリスクを常に管理されておりますが、その中で情報収集が必要だということで選定をされまして、その調査をされております。その結果がホームページに掲載されているということでございます。

5 ページの下の方ですが、「諸外国等」の欄でございます。各国は、リスクの大きさに応じた対応が採られていると思っておりますが、デンマークあるいはアメリカのごく一部の市や州で含有量の規制を行っております。これについては下にありますように、栄養表示の一環として記述されている例が多いようでございます。また、自主的な取組を促すというところもEU、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの一部ということで行われているようでございます。

具体的な取組を御紹介いたしますと、アメリカでは先ほども申しましたように、加工食品の栄養成分表示の中でトランス脂肪酸の表示も義務付けをしています。1食当たりのトランス脂肪酸が0.5g未満の場合は、0gと表示をしても可とされているところがございます。

ニューヨーク市での取組です。飲食店に対しての取組ということで、部分硬化油に由来するトランス脂肪酸を含まないこと。先ほどと同じで、1食当たり0.5g未満を含まないということで、設定をしているといった規制を行っています。メニューのすべてに書くということ、揚げ物などで2007年6月から対象範囲を広げておりまして、2008年7月からすべてに適用するという対応が採られているということがございます。

6ページ、1つ飛ばしましてカナダに移ります。カナダについても表示等を求めているということがございます。取組状況について監視をしております、それについて見ますと継続的に低減していることが確認できているというコメントも出しております。

食品安全委員会でございます。先ほど御紹介があったとおりでございますが、ファクトシートの作成に取り組んでおります。平成16年に1回目を出しました。その後、調査事業ということで平成17年に文献、平成18年に実態調査を行いまして、平成19年にファクトシートを作っているということがございます。現在、農水省の調査があった、また、各国それぞれ動きがあるということで、それを踏まえて更新したいということで準備をしております。

JECFAで低減の目標をはっきり出しておりまして、1日当たりの総摂取エネルギー量の1%未満とすべきであるという勧告を示しております、各国はそれを1つの目標にしております。ただ、英国はいろいろ事情がございます、2%未満とすべきということで勧告をしております。

実態でございますが、日本の場合、最初に調べたのが1999年でございますけれども、1.56gということで、先ほどのエネルギー量に対する比率が0.7ということで1%を下回っております。農水省の調査でも0.44から0.47%ということです。食品安全委員会でも調べまして、それらを足してみますと0.3%程度だったという確認をしております。それに対しましてアメリカは5.8g、2.6%ということで、目標を平均的にも大きく上回っている状況だということがございます。調査については先ほど紹介したとおりです。

「リスク評価を行う上での留意事項」でございますが、先ほどと同様に知見の集積がまだ足りない部分があるかと思えます。また、厚生労働省、農水省、食品安全委員会ではこういった実態を踏まえて、平均的にはリスクは低いだろう。ただ、偏った食事をされている方については平均値を大きく上回る摂取量となる可能性があり、現時点ではその程度について予断を許さない状況だというコメントになっています。民間企業の取組でございますが、灰聞しますところそれぞれ取組をして、相当トランス脂肪酸の製品中の含量が減ってきているようでございます。



最後のシガテラ毒に移ります。シガテラでございますが、これは熱帯・亜熱帯の地域の珊瑚礁の周辺に住む魚が毒化することによって起きる中毒でございます。比較的死亡率は低いとされております。トキシンの仲間、これもシガテラ毒類になるのかもしれませんが、シガトキシン類とマイトトキシン、これらが含まれておりまして、渦鞭毛藻という微細な藻の一種類でございますが、それによって産生される。それが食物連鎖によって次第に蓄積されて、最終的に食べる魚の中に含まれていて、食中毒を起こすということになるわけでございます。この渦鞭毛藻というのは死んだサンゴに付着するというので、荒れた珊瑚礁では発生しやすいと言われております。

症状でございますけれども、手足、口の周りの感覚異常、めまい、運動失調などがございますが、特徴的なのはドライアイスセンセーションという、物を触ったときに、例えばコップなどを触ったときにドライアイスのように感じて、とても触れなくなるという状況になるそうですが、そういう知覚異常が確認されています。

「リスク管理の現状等」でございますが、「現行のその他の対応」ということで示しております。厚生労働省は、昭和 28 年に「毒かますについて」ということで通知を出されています。また事務連絡ということで輸入時のシガテラ毒魚の取扱いについて例示をしております、例えば海域を指定したり魚種を指定したりして、対応を採っておられます。地方自治体でも市場でそういったものが取り扱われないように、いろいろ注意、指導を行っているということでございます。コーデックスでは基準はございません。

「諸外国等」ですが、EU は範囲が広いので珊瑚礁も域内にあるということでございますので、シガテラ毒のような生物毒素を含有する水産物の販売の禁止ということで、欧州全体で決めておられます。

米国は特に公的な対処方法はないと言われておりますけれども、ハワイでは市場で調査を行っていて、異常があるものは流通させないという対応が採られております。

フランスは先ほどの EU の指令を受けまして、国内でのルールを決めています。

オーストラリアは御承知のとおり大きな珊瑚礁がグレートバリアリーフということでございますので、それを管轄するクイーンズランド州では販売を禁止する場合のルールが決まっています。

8 ページ、FAO が全体像を示しておりますが、世界中で年間 1 から 5 万人ではないか。「魚の肉の中に 1 kg 当たり 0.1  $\mu$  g 含まれていると中毒が起きる可能性がある」というデータがあるということでございます。死亡率は 1 % 未満ということですが。

食品安全委員会の取組でございますが、「魚介類の自然毒に係る調査」というのは、平成 18 年度に実施しております。さらに、平成 21 年度、今年度から技術研究を行っております、「日本沿岸海域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発」ということで、3 年間

の研究を進めております。沖縄でも研究が行われています。

「リスク評価を行う上での留意事項」ということで、こちらの方で用意させていただきましたが、魚種というのは国際的にも 300 から 400 と言われておりまして、自然発生するものということで、同じ魚種でも海域、季節、個体によって毒化に差があり、なかなか体系的な分析は難しいという状況でございます。包括的な管理も困難ということで、個別に対応しているというのが各国の状況でございます。参考として WHO が津波のときには珊瑚礁が荒れますので、そういったときにリスクが上がるということで Q & A の形で通知を出されておりますので、示しておきました。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

◆早川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今いただきました説明、あるいは先ほど御説明にありました資料 3 の「選定の考え方」などを踏まえまして、食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものについて、絞り込んでいきたいと思えます。

今回、評価案件候補が 4 件ございますので、資料の順番どおりに個々の評価案件候補について審議を行うということにいたしたいと思えます。

ということですが、その前に内田専門委員が 11 時ごろ退席されるということで、もし全体を通して何かございましたらお願いします。

◆内田専門委員 11 時半ぐらいまで大丈夫です。

◆早川座長 それでは、順次進めてよろしゅうございますか。

それでは、初めに、まず、「カフェインの食品健康影響評価」について、御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

◆生出専門委員 カフェインにつきましては、食品中のカフェインというよりも、私が懸念するのは、医薬部外品等々の、いわゆるドリンク剤に含まれているカフェインの過剰摂取というのが心配だと思われるんですが、食品ということではあまり優先順位は高くないと思えました。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。どうぞ。

◆**迫専門委員** カフェインにつきましては、一般成人については問題がないということで書かれているんですが、子どもと妊産婦、授乳期も含めてですけれども、その辺についてかなり影響が懸念される。コーヒーの量につきましても、今、妊婦の中ではコーヒーを制限するような動きは出てきているようなんですが、適正な情報提供等を考えていく必要があるのではないかと考えております。

◆**早川座長** ありがとうございます。  
どうぞ。

◆**佐々木専門委員** カフェインについては、国際的にも安全性という点での評価は一旦出ているような気がします。現在、国内で問題になっているのは、先ほどもカフェイン飲料のことも出ていましたし、ガムやキャンディーについて、眠気覚ましということで、特にカフェインを強化したような食品も見られて、どちらかという若年層の摂取が多いように思われます。管理機関と協力をし、情報提供するというのもあるんですけども、その危害性や、リスクについてきちんと食品安全委員会が提供するということが重要ではないかと思えます。形態はどうか分かりませんが、評価をするというよりは、もう既に分かっていることをきちんとファクトシート、あるいは情報提供という形でやるのが適当ではないかと思えます。

◆**早川座長** 外にいかがでしょうか。  
どうぞ。

◆**山根専門委員** 私もドリンク類とかガムとかお菓子などで、大分、流通量が増えているのかなと思っております。国内でどれくらいカフェイン強化の食品が流通されているかという調査はしているのでしょうか。そういう結果があれば教えてほしいと思えます。

◆**早川座長** いかがですか。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 済みません。今回調べた範囲では、そういったものは確認できませんでした。

◆**早川座長** 外にいかがでしょうか。

今までの御意見を伺っておりますと、カフェインですが、普通リスク評価するときに、そのもの

自体が一体どういうリスクがあるのかということから入るわけです。動物実験等々をやっていますね。それについては、カフェインがどういう影響を持っているかということ自体は、多分情報はあるんだろうと思います。

ここは食品安全委員会ということですので、食品の安全性に特化して考えますと、今、御指摘のあったような、カフェイン強化製品というのがどういう状況かというのは、今後もし調べられたら引き続き調査していただきたいということが1つでございます。

それから妊婦、子どもにおける摂取に関して、これは多少各国で幾つかの警告その他が出ているようでございますので、これについて先ほど御指摘のありましたように、ファクトシートとか情報提供とか、そういう形で何か対応できるかどうか。つまり食品全体としての評価、勧告というのは、全体の出口を考えると、マネジメントする側から考えますと、トータルとして一人ひとりのカフェイン摂取量はいろいろなところから入ってきますので、把握できないわけです。けれども、例えば妊娠した女性についてはコーヒーの量を控えてくださいとか、ガムとかキャンディーで子どもさんに対してどうかというような意味での警告というか、そういう出口はあるのかなと思いますので、例えばこの案件はそういう方向での検討で対応する、特にリスク評価の案件そのものということではないのかなというのが、委員の先生方の何となく全体の雰囲気のような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

◆内田専門委員 スケジュールを確認しましたら、やはり 11 時ちょっと過ぎなので、申し訳ありません。

今日の自ら評価の案件は、絞り込むのは幾つに絞り込むかという大体の目安はあるのでしょうか。

◆早川座長 特にはございません。

◆内田専門委員 ないですね。私は、カフェインは今の座長のおまとめでよろしいと思うんですけども、ちょっと申し上げたいのは、トランス脂肪酸のことで申し上げたいと思っています。

トランス脂肪酸は、1人当たりの平均の摂取量ということで出してありますけれども、これは、日常的に摂取する方と摂取されない方がいらっしゃるの、摂取される方につきましては、例えばこれが 0.7g となっておりますが、3人いらっしゃって1人だけがお摂りになっていて、外の方はほとんど摂らないということになりますと、2.1g で許容量を超えるという話になりますので、現在、高脂血症が非常に増えてきている中で、病気のリスクを極めて高める要因になるのではないかと思います。

っています。

もう1つは、そのことをアナウンスしたときに、トランス脂肪酸を減らすような製品の開発というのは、容易なことなのかということが、ちょっと気になるところです。

◆早川座長 ありがとうございます。

外のところで、何かよろしゅうございますか。

◆内田専門委員 結構です。

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、カフェインにつきましては、今のような対応でやらせていただければと思います。

次に、「アルミニウムの食品健康影響評価」について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

◆山田専門委員 摂取量についてお聞きしたいのですが、トランス脂肪酸だと、アメリカと日本でこれだけの開きがあるというのは大体イメージできるのですが、なぜアメリカと日本でアルミニウムの摂取量に6倍以上の差があるのでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 推定になってしまいますけれども、アルミニウムの使い方は、3ページの下の方にありますけれども、アルミニウムの種類として硫酸アルミニウムアンモニウム、ケイ酸アルミニウム、ナトリウムアルミニウムケイ酸塩、カルシウムアルミニウムケイ酸塩、こういった形でそれぞれ使われています。日本の場合は、先ほども言いましたように、ミョウバンという形で使う例が多いのですが、諸外国では歴史的な背景等があって、いろいろなものに添加されている。それが集合したものではないかというふうに想像しております。

◆山田専門委員 この添加物がアメリカにおいては実際に多く使われているわけですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 申し訳ありません。そこは推定でございまして、値から見ると、そういうことが推定されるということでございます。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

かつてこれは自ら評価課題の候補というか、議論にはなったということです。アルツハイマーとの関係は、一応否定されたということです。繁殖系あるいは発達神経系には影響があると言われていたということで、JECFA、Codex で、今ちょっと議論に出ました添加物等も含めて、そういう検討がなされているものでございます。

どうぞ。

◆佐々木専門委員 前回の会議でも少し議論になったかと思うんですが、いわゆるアルミニウムは、土壌にも入っていますし大気にもある。しかも、食品でも摂りますし、添加物としても意識的に使われています。もう1つは、病気の方を弱者と言っていいかどうか分かりませんが、日本の場合は、今、少なくなっていると聞いてはいるんですけども、胃薬の中にアルミニウムがかなり使われていて、摂る人はかなり大量に摂っている可能性もあるということをお聞きしました。Codexが見直しをかけているということも聞いていますので、できれば、自ら評価の課題としていただきたい。この間、アルミニウムに関しては消費者の方ではアルツハイマーの心配はないということは聞いてはいるんですけども、いまだにアルミがだめだからステンレス鍋を使いなさいというような販促があったり、何かあるとアルミは悪いからこれにちなさいというような情報にもさらされているところがあります。できればこの際はっきり評価をして、広く伝えていただければいいかと思えます。

これについては、ファクトシートだと評価が伴いませんので、新しく得られる Codex 等々の情報も是非加えて評価をしていただければありがたいと思っております。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。今、Codex 等で検討中ということでもありますので、リスク評価をするにしても、その動きを見ながら具体的にやるとすればやっていくということが1つあるのかなと思います。

もう1つは、先ほどのカフェインほどでもないのかもしれませんが、いろいろ摂取するソースがあるわけですね。ですから、アルミを幾ら摂ってはいけないとかいうような出口というか、管理はなかなか難しいんだろうと思います。ただ、評価をして、例えば、添加物中では、これ以上添加物を摂ってはいけないとか、食品の関係で言えばですね。そういう対応は、もしかしたらできるかもしれませんね。

自ら案件をやって、リスク評価をする。その先の出口の話なんですけれども、今までには限らないんですが、例えば特定の牛肉などがあって、それについてはどうかというと、それに絞り込んで

話ができるわけです。先ほどのカフェインとかこういうアルミのように、いろんな摂取ソースがある。しかも、医薬品から来るかもしれないし、添加物から来るかもしれないし、その他のソースから来るかもしれない。そうすると、添加物なら添加物で決めている基準が、そのままいいのかどうかということを、ある意味では再検証するということもありかもしれないと思います。

今のところは、これを見ますと、既存の添加物名簿に記載されていて、平成8年では、海外の評価を踏まえて安全性が確保されているという結論が出ているわけですが、今、JECFA とか Codex で添加物等も対象にしながら検討が始められている。そういう側面も客観的にはあるということで、出口論として、これはここで議論すべきことではないんですが、例えば、こういう複合的なものについて一応リスク評価をして、そこから見たときも、実際に、具体的にターゲットにできるものは何か。先ほどの食品添加物とか、そういうものについて、1つのリスク評価の結果を出していくことは可能なんでしょうか。

◆西村総務課長 過去にもいろんな議論がされておりますが、例えば、今、自ら評価の案件となっているもので、例えば、鉛だとか、ヒ素だとか、そういうものもありますし、あるいは昨年でございますと、カビ毒でありますとか、あるいは食中毒の微生物だとか、かなり広い範囲で問題提起がされているもののうち、管理につながり得るものとか、あるいは、評価のフィージビリティが高いものとか、具体的に評価をやっていく段階で、切り口を決めていったりするやり方はございます。

ですから、例えば、このアルミニウムに関しましても、いろいろな暴露の仕方がありますし、あるいは添加物の部分なのか、容器や鍋からの溶出の部分なのか、そういったいろいろな切り口の中で、どういう切り口を優先してやっていくかということについては、例えば、関連の評価系の専門調査会に御意見を聴いた上で決定をし、また、具体的には専門調査会の方で評価をしていただくわけですので、その中で具体的な、座長おっしゃるような感じにつながるようなものからまずやっていくということはあると思います。

◆早川座長 ということでございます。私どもの役割は、これを自ら評価を案件の候補とするかどうか、あるいはしないのか、その他の情報収集の方向に行くのか、それをここで決定していかないといけないということでございますが、どうぞ。

◆酒井専門委員 ちょっとお伺いしたいんですが、このアルミニウムの人体に対するいろんな影響というものが、まだ推測値で出ているような中で評価をすることの難しさがあると思うんですけども、こういう自ら評価の場合は、その辺りをどういうふうに設定されて、どんなふう to 評価する

という方向性を出すおつもりでいらっしゃるのでしょうか。

◆早川座長 これは私が言うべきことではないかもしれませんが、例えば、先ほど食品添加物研究会の調査によると、日本人でマーケットバスケット調査をやった場合に、大体  $5.3\text{mg}/\text{kg}$  体重/日であるとか、あるいは、食品添加物だとかある種の規制がなされているんだろうと思うんです。その辺りが、今の状況から見直した場合、あるいは、先ほどの Codex などで見直している値が出てきた場合に、それとの関係で、ターゲットを絞った場合に、どういうアクション、勧告をすべきかということは出てくるのではないかと思うんですが、そういうことでよろしいですか。

◆北條評価課長 まず、自ら評価の候補の案件と選定された場合ですけれども、国内外の関連の情報をまず収集するところから入ってまいります。基本的には、アルミニウムの毒性を中心として、動物試験によるデータ、あるいは場合によってはヒトのデータもあるかもしれませんが、そういうものを整理していきながら、アルミニウム自体の安全性の評価を行うということになります。

その際に、恐らく食品安全委員会だけではなくて、場合によっては暴露量的なものについては厚生労働省の方に協力をお願いするとか、そこは関係するところからいろいろなデータをいただくということも当然行われるわけでございます。

逆に出口の話なんですけど、これについても今回アルミニウムということになりますと、多くは厚生労働省所管の食品あるいは添加物、それから、医薬品も幸いにして厚生労働省が所管しておりますので、そことの連携といいますか、相談しながら進めていくことになろうかと思えます。

事例的に言いますと、カンピロバクターの評価を行ったときも、農林水産省であるとか厚生労働省などの所管課の担当官をお招きいたしまして、専門調査会で意見交換なども行いまして、管理措置につながるような部分についても検討をさせていただいたこともございます。

今回のアルミニウムについても、そういうようなやり方が想定されると思っております。

◆早川座長 今の御説明でよろしいですか。

◆酒井専門委員 分かりました。ありがとうございました。

◆早川座長 関連してでも結構でございますし、外の御質問でも結構です。  
どうぞ。



◆北條評価課長 先ほど、事務局からの説明の中でも、食品添加物の分野につきましては、Codexにおける検討の状況を見守っているといたしますか、もちろん、データの提供も含めて、そこの動きを見ているという御説明を申し上げました。

今、食品添加物の中でアルミニウムを含む、国際的に既に使われているけれども、まだ日本で使われていないものが2つほどございまして、その諮問については既に受けているところでございます。

その検討に当たっては、Codexにおけます食品添加物部会での検討状況の結果が、ある程度近いうちにまとまるであろうという見込みで、そちらの方の動きを見ながら、添加物専門調査会における検討を進めるということになっているという状況でございます。

したがいまして、添加物の部分については、既に食品安全委員会の方でも検討をするということになっているということを御紹介させていただきます。

◆早川座長 これは、今の日本でまだ使っていないというものも含めて、日本で既に使っているものも全部含めてという意味ですね。

◆北條評価課長 これから指定をするものの評価です。

◆早川座長 既存のものを見直し云々の話とは関連はしていない。

◆北條評価課長 現時点では入っておりません。ただ、恐らくもし今回自ら評価として案件が選定されますと、これを含めまして薬品の部分も多分関連すると思われまますので、総合的に見ていくということになるかと思います。

したがいまして、先ほども少し総務課から説明がありましたけれども、去年選定されました鉛も、いろんな多方面からの摂取が考えられるということで、同じようなやり方になるのではないかと思います。

◆早川座長 先ほど、食品添加物研究会が一日摂取量というものを一応割り出しているわけですが、この報告で量は分かるんですけども、普通のアルミニウムが持っている毒性から考えて、この量は、どうかという見解はここでは示されていないのでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 中身については言及されていないようでした。

◆早川座長 いかがでしょうか。外に何か御質問・御意見はございますか。

これは佐々木委員の方から、取り上げるべきだというお話ですが、いかがでしょうか。

◆佐々木専門委員 確か2年か3年前にも1回候補として審議されたときには、以前に厚労科研費で研究されたときから、新しいデータも出てないし、もうあまりアルツハイマーも問題になっていないからという理由だったと思うんです。

ところがその後、やはり Codex だとか JECFA で新しいデータが出てきて検討が始まったということから言いますと、自ら評価を選定する際の理由に新たな知見が出て、過去の規制を見直す必要があると思われたものも理由に入っていたものですから、広く使われているということは、もしそれが危ないとなると消費者の不安に直結する問題ですし、逆にこれはやはり問題ない、安全だという情報提供をいただくと、それはそれでまた安心につながるということで、できれば自ら評価の課題にさせていただけるとうれいなところなんです。

◆早川座長 先ほど来、少し御紹介いただいたように、Codex でやっている部分については、もう添加物専門調査会で既にリスク評価の検討を始めていると、Codex との関係のみで言えばですね。ということですので、そこはそこの評価結果を待つという話かとは思いますが、食品からの総摂取量という意味ですが、そこでどういうふうに見るかということなのかと思いますが、その点はいかがですか。

◆佐々木専門委員 先ほども言いましたけれども、やはり暴露量はよく分からないのですが、この間、安全性評価のところで注視しているのは、ハイリスク群をどう見るかということがあったと思うんです。ちょっと記憶が定かではないんですが、薬と食品との相互関係については、あまり考慮されずにこの間評価が進んでいると思います。健康食品のときにも話題になったかと思うんですが、やはり医薬品なり、健康食品なりで、特定の人たちが、特定のものを摂ると、それは1つのハイリスク群になるんじゃないかという気がします。

今までそういう評価を行ったことがないのは知ってはいますが、これだけ広く話題になっているものですし、しかも添加物として意図的に使われている実態も多いというところを考えると、アルミというふうにしてしまうと、無機物のアルミニウムの評価のようになってしまうんですけれども、先ほどからお話が出ていた添加物のアルミニウム製剤の評価であれば、添加物の調査会の方でも審議がされているということですので、もし ADI があるのであれば暴露量によって案分しなければ

いけませんね。そういうことも考えれば、現在使われているアルミニウム製剤を見直して、案分も考えて規制につないでいくということは考えられると思います。外の課題との関係での優先順位ということで言うと、どうかなということはあるんですけども、これは自ら評価の課題として残しておくべきだと、現時点では思っております。

◆早川座長 分かりました。関連して、外の委員の先生方で、必要ない、あるいは残すべきだという御意見を承れば大変ありがたいんですが、例えば主婦のお立場からいかがでしょうか。

◆今井専門委員 初歩的なあれなんですけれども、私は今、佐々木専門委員がおっしゃったとおりのことをしていただきたいと思います。実は、このアルミニウムに関する被害要因という中で、これほどたくさん使われているとは思っていなかったんです。今日初めて、こんなにたくさんものに使われているんだということがありましたので、やはり消費者の立場としては、ここは食品安全委員会ですので、食物に関してですけれども、先ほど言ったようにサプリメントとして、いわゆる食品としての健康食品という扱いの中では、非常に怖い部分があるのではないかと思います。

私も含めてですけれども、一般の消費者というのは知らないことが非常に多い。だから、その知らないことをこの安全委員会で討議していただいて、よしとなれば、それはそれでいいとして、悪いとなれば悪いという結果で討議していただくと、非常にうれしいと思います。

優先順位としては、別にこれを一番なんて思っていないんですが、せっきやくここに出てきたものを評価していただくのは、私としては、していただきたいと思っております。

◆早川座長 山崎専門委員、お願いします。

◆山崎専門委員 評価をするということになると、一般の消費者は、これは危険があるんだというふうに思うんです。リスクの評価であるので、危険の評価ではないということは、本当はちゃんと分かってもらわなければいけないと思いますが、今の段階でさほど危険ではない。安全性は確保されているという評価を持っているものについて、更にリスク評価をするということが、私などにとっては大変、その必要性があるのかということがまず一番感じることです。

そこが一番、私の引っ掛かるところですが、アルミニウムに関してはかなりいろんなところで注意して、お鍋に傷が付いたら変えたり、添加物についてはまだまだ知識不足という面もございませうけれども、リスク評価をして、一体私たちに何が分かってくるのかということ考えたときには、あまり必要性を感じないというか、一般の国民にとってはですけれども、これから先、研究課題と

してどのように必要になるかは、私が述べられるようなことではないのでちょっと言えないんですけども。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。どうぞ。

◆迫専門委員 このアルミニウムの問題なんですが、今、Codexの方で調査がされている、評価がされているという状況と、それを受けて、食品添加物の検討会の方でもされると。そうすると、その出てきた結果を踏まえて、その情報に基づいてまた評価をしていく。どの時点で評価するかという時期の問題が絡んでくるのではないかと思います。

今回、挙げるかどうかという問題よりも、将来に向かっては実施する必要があるだろうけれども、今回、情報がまだ出そろっていない中で、本当にできるのかというところを考えると、もう少し待つべきではないかと思います。

以上です。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。どうぞ。

◆河合専門委員 この数字だけを見ていると、今の時点での評価案件にはなかなかならないかなということと、今、聞いていますと、添加物の問題というのは結構重要ではないかと思っております。これがどういう形で今やっているかということが、先ほどの説明で出ている数字に対して、使われている用途がよく分からないということだったので、本当に添加物なのか、医薬品なのか、そこら辺の用途とか、どのように使われているかということをもうちょっと調べてからでもいいのではないかと思います。

◆早川座長 外に、どうぞ。

◆局専門委員 ほとんど同じ意見ですが、やはり摂取ルート、パーセンテージの資料があるといいと思います。今の段階ではあまり毒性評価がきちんとなされていない物質ですので、データが乏しいところで、これは安全です、危険ですと言い切れるかということ、そうでもないし、なかなか難しい。もし毒性がはっきりしていれば、これは規制をうまくかけていくということかと思いますが、よく分かっていないものについて、行政的にどうしましょうかということ、なかなか難しいのではないかと思います。つきましては、もう少し新しいエビデンスなりがあれば、

文献的な調査も含めて、体系的な調査をやる方向がいいのではないかと思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆佐々木専門委員 暴露データについては、ここの会議に出ていないだけで、アルミニウム製剤がどういうものに使われていて、どれぐらいの商品に含まれているかということは、もう既にいろんなところで調査されています。皆さんもミョウバンということで家庭で煮豆に使ったり、漬物に使ったりします。このアルミニウム製剤の特徴は、加工食品に使われるだけではないんです。家庭で自ら使う添加物でもあるので、私も説明がうまくできないのですが、皆さん添加物と言うと買ったものに入っていると思われると思うんですけども、ミョウバンというと結構家庭でも使います。そういうものが昔のデータで評価されていて、新しいデータで評価されていないということはいかなるものでしょうか。食品添加物が食品安全基本法施行以来、安全委員会できちんと評価を受けて、規制措置を行うということが決まる以前の、本当に歴史的な添加物ですから、そういう点からすると国際的にも見直しが行われている段階で、日本における1つの典型的な事例になりますね。過去から慣れ親しんできた添加物が、実際に今どのように使われていて、家庭でどのように使われているのかということも含めて考えていただければと思います。この場で優先順位が低いのは分かるんですけども、どうも誤解があるようで、かなり使われている添加物です。厚労科研費の方でもたしか研究が進んでいると思いますので、ここに出ているデータだけで判断されないようお願いしたいと思います。

◆早川座長 今のミョウバンは、先ほどの添加物での進行中のものとは別のものですね。

◆酒井情報・緊急時対応課長 今の御指摘の件は、別のものだと思います。

◆早川座長 既存の添加物にも指定されているものですか。

◆佐々木専門委員 添加物として指定されています。

◆早川座長 外にいかがですか。ちょっと議論が2つに分かれていますけども、どうぞ。

◆西村総務課長 手順との関係なんですけれども、この自ら評価案件として決定した場合に、どういうふうになっていくかということなんです、この「リスク評価を行う上での留意事項」というところにもございますけれども、あらかじめ調査研究や情報収集を行うこと、データ等の知見を集積することが不可欠であるというふうに書いてございます。

例えば、ここで自ら評価案件というふうに決まった場合に、もちろん、親委員会にかかるわけですが、そこで自ら評価案件にするというふうになった場合でも、すぐそこで評価をスタートすることが前提になっているわけではございませんで、もちろん、すぐスタートできるものはすぐスタートするわけですが、そうではなくて、自ら評価案件にするということだけ決めておいて、データを蓄積して行って、それがある程度蓄積されたところで実際の評価に入るということはある程度得るわけでございます。

したがって、21年度の評価案件ということですが、それはもう22年度1年間で評価をやるという趣旨のものでは必ずしもございません。

もちろん、そう言っても、まだ評価案件として決めるというのは早い、もう一度、例えば来年なら来年なり、2、3年先にもう一回検討すべきだということであれば、そういうことでございますが、例えばここで評価案件というふうに決まったとしても、実際にスタートするのはデータ等を集めた後ということはある程度許されるわけでございます、これまでも実際に評価に入り、そしてそれが完結するまでには何年か掛かっているということでございます。手順との関係だけ申し上げました。

◆早川座長 どうぞ。

◆江森専門委員 議論を聞かせていただいて感じたことなんですけれども、今回出された4件をすべてをやるということではなくて、優先順位をある程度付けてやるということであれば、先ほどのカフェインではありませんけれども、長い歴史の中で摂取をしてきていて、そのものには毒性はないということであれば、食生活の変化だとか、医薬品だとか、添加物だとか、いろいろなものを通じて体内に摂取されるものについて、やはり重点的に対象にしていく考え方にしたらどうかと思います。

そういう観点から見たときに、食生活だけではなくて薬品や添加物が、どう体内に摂取しているのかという実態が分からない状況があるとすれば、先ほどの総務課長の話ではありませんけれども、少し実態把握を先行してやりながら、この検討についても並行してやったらどうかと思います。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。もし御意見を述べられていない方で御意見がございましたら、

お願いいたします。

どうぞ。

◆**阿南専門委員** アルミニウムについて、アルツハイマーの問題はずっと言われてきていますけれども、まだ、国民の間にはそこは決着していないといいますか、何となく不安というのはずっと続いているのです。そういうことを考えると、何となく不安ということに対して、どこに問題点があるのかを明らかにする上でも、評価案件として取り上げて、そのような国民の不安に応えるということが必要だと思います。

科学的に説明していくための評価に着手しましたということを明確にすることが、食品安全委員会に対する国民の期待に応えるという意味でも、重要なことだと思います。ですから、これは取り上げることに賛成です。

◆**早川座長** 外にいかがですか。

先ほど少し御意見をいただいた中で、例えばこの評価案件を取り上げると、それ自体が何かリスクなものであるというような印象を国民の皆様方に与える可能性を危惧するというような、つまり、今の状態ではどうしてもここで危険である、健康被害があったとか、影響が大きいとか、そういう意味でのクライテリアから言いますと、必ずしもそうではないのではないかという議論が1つ。もう1つは、やはりもう少し情報を集めてしかるべき結論を出すアクションに出るべきだ。そういう御意見、特に国際機関でもそういうアクションを取りつつあるのではという御意見に分かれるんだろうと思うんです。

自ら評価というものの取り上げたときの考え方を、今もいろいろおっしゃられたように、まだ不十分な情報の中で、一方では不安も残るということも含めて取り上げるんだという方向に一種のかじを切るのか。今までは多分、かなりリスクだと思われたものをももちろん、優先順位が高いということで毎年取り上げてきた経緯はあると思うんです。今回、アルミニウムを取り上げるとすると、自ら評価の案件に関してもう一步踏み込むということに食品安全委員会としてはなるんだろうと思うんですけれども、それでよろしければそういう方向もありかなと思います。

しかし、その説明をきちっとしておく必要がある。自ら評価案件に取り上げるということは、それが本当にリスクが想定されるからなのか、そうなのではないかを調べるためなのか。あるいは摂取との関係でどうなのかということを知るための第一歩としてか。そういう説明といいますか、解釈がどこかで必要かもしれないというふうにお聞きしながら感じたんですけれども、事務局としてはそこら辺の説明はできますでしょうか。

資料3-3によりますと、取り上げるべきものは、その先はやはり相当危険度が高いだろうという観点なのでありますが、外の方の意見を聞いてみますと、情報が不足しているというようなことも考慮材料にあるようなので。

どうぞ。

◆西村総務課長 座長がおっしゃるように、資料3-2ないし資料3-3というものは非常に漠とした基準にはなっているわけでございます。それで、おっしゃるとおり、自ら評価というものをどういうふうに位置付けるかという議論になってくるわけでございますが、それについてはある程度、この企画専門調査会で議論していただいた後は親委員会の方で、外の要素、例えば評価のフィージビリティとか、現在進行中の外の評価案件との関係とかということを考えて、最終的には決断していただくというようなことになるんだろうと思います。

また、これまでの例で言いますと、企画専門調査会で、例えば3件か4件挙げていただいた後、親委員会の方で、他の実際に評価を行う専門調査会の方の御意見も聴いた上で、その3つか4つのうちから2つとか3つとかに絞っていくというようなことも行われてきているところでございます。座長がおっしゃるような非常に大きな方向性に関わる問題でもございますので、その意味では、この企画専門調査会で論点を提示していただいた上で親委員会に上げていただくということも選択肢なのかなと思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆阿南専門委員 私は、食品安全委員会で評価すると決めたら、それが直ちに危険だと思われてしまうというのは、今までの説明が全く不十分だったということだと思います。消費者と同様に、マスコミの方も分からないので、「それ、危険だ」と動いてしまう場面が非常に多いわけです。そうした状況が続いたのが食品安全委員会の発足以来の6年間だったと思います。

そして、こうした状況になることを恐れるあまり、どんどん食品安全委員会の評価と、国民の率直な不安とが乖離してしまっているのだと思うのです。ですから、ここはきちんと期待に応じて、なぜ、これを取り上げるのかということ十分に説明し、進めていくというのが最も重要なことだと思います。

以上です。

◆早川座長 どうぞ。



◆**服部専門参考人** 違う観点からお話をしてみたいんですが、例えば日本で最初に、3ページに書いてあるように、厚労省さんが平成8年にある程度の評価をして、添加物の現在の規定を決めていると思うんです。一方、ここに書いてある情報からすれば、2006年、ですから、その後にJECFA等々がTWIを変えている。そういう意味では、当時、厚労省さんが添加物の規制を考えたときからは情報が変わっているというのが1点です。

もう1つは、暴露状況がここに書いてあるだけでは少し分かりづらいんですが、TWIはあくまでも1週間の耐容摂取量ですね。一方で、例えば4ページの一番下に書いてある添加物由来の摂取量は5.3mg/人/日。それで、TWIは/kgで書いてありますので、単純に計算は難しいんですが、添加物由来の5.3mg/人/日に例えば7倍を掛ける。要するに7日間ですけれども、7倍にする。それを体重で割っていく。それで添加物以外に、例えば水道水からも入ってくる可能性がある。いろいろ足してみると、4ページの一番上に書いてある海外の状況のように、TWIを1mgアルミニウム/kg体重/週とすると、日本でも超えている可能性は否定できないということになると思うんです。

そういう意味では、まだもう少し毒性の方の情報が集まるので、すぐにできるかどうかは分からないんですけれども、ある程度、この優先順位としては上げてもいいのではなかろうかという感じはしました。

◆**早川座長** ありがとうございます。外に御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

◆**山崎専門委員** 言い訳がましいんですけれども、決して危険を感じさせるのでやめてほしいという意味ではなくて、説明不足だからやめてほしいと言っているということは分かっていたかと思うんです。

これ自体が説明するのがとても難しいと思うんです。リスク評価をしますということを国民に分かるように説明するのがとても難しいので、あまり性急にリスクの評価の対象にして変に不安をおおるようなことはやめてほしいというのを言いたかったということを知っていただきたいんですけれども、ここに書いてあるように、アルツハイマーとの関係性は否定されているとかが書いてありますね。それで、ここを見る限り、私もうまく説明はされていないという感じを受けたので、あのような意見を申し上げたというふうを受け取っていただきたいと思っています。これは私が消費者として感じていることなので、分かっていたらと思います。

◆早川座長 ただいまの御意見は、これを取り上げるにしろ、取り上げないにしろ、例えば取り上げた場合、なぜ取り上げたか、あるいはどういうことを目指しているかということの説明はしないとイケないだろうと思うんです。そこについては事務局の方で大丈夫ですね。

委員長、どうぞ。

◆小泉委員長 これを自ら評価にするかどうかの判断材料の1つとなればいいかなと思って御意見を申し上げますが、今まで行ってきた自ら評価、カドミウム、鉛、ヒ素、水銀等は過去において、いわゆる有害事象として健康障害が起きています。しかしながら、このアルミというものは最初に書かれている、地球上で3番目に多い元素で、人体を分析しますとたくさん蓄積しております。しかしながら、今までの健康被害というものは恐らくないだろうと思っています。従って、それほど緊急性はない金属だと思います。

しかしながら、私が少し気になるのは、JECFAが7 mg/kg 体重/週から1 mg/kg 体重/週に変えたという、その辺がどういう状況なのかということが1点。

もう1つは、先ほど佐々木専門委員が言われたように、ハイリスクの人の問題です。それで恐らく、これは排泄と吸収の問題で、子どもなどは吸収が高いだろうし、年寄りでは排泄が遅くなるということを考えると、ここに書いてありますように、慢性腎臓病患者ではアルミニウムの排泄が遅くなる、蓄積しやすいということになります。あるいは透析をしている患者さんもおられますので、そういった方の問題とか、あるいは子どもがどういうふうに吸収されていくのかとか、それから、最近、低用量で神経に何らかの影響があると書かれていますが、これはどういう状況なのか。恐らくデータはまだまだ少ないと思いますが、今後、そういった意味からも自ら評価をしてもいいのではないかという気もいたします。

以上です。

◆早川座長 外に御意見がなければ、そろそろ結論を出さないといけないと思うんですが、様々な御意見がございましたけれども、個々の食品のアルミニウム化合物の暴露への影響などについても、十分な調査研究、情報収集、それから、評価に必要な毒性等の所見、知見、データの集積がまだ不足している状態なので、とりあえずはそこから始めてということで、一応、ここでは優先順位が最高位というわけではありませんけれども、自ら評価の案件ということで、この委員会としては挙げさせていただきたいということでいかがでしょうか。

よろしければ、そういう方向で進めたいと思います。

それでは、少し時間が少なくなっただけかもしれませんが、次に、「トランス脂肪酸の食品健康影響評価」について御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

◆**生出専門委員** 私は、このトランス脂肪酸こそ、ややプライオリティーの最初に来るものではないか。その理由は、先ほど内田専門委員もおっしゃっていましたが、我々の世代と今の若い世代との間ではかなりの食生活の変化があると思っております。

ですから、平均値として出されていたとしても、かなりの若年層においてはトランス脂肪酸摂取が増えている。なおかつ、コレステロール血症等々の影響を浴しているというところから、是非やっていただきたいと思っております。

◆**早川座長** 外にいかがでございましょうか。

どうぞ。

◆**迫専門委員** 私も、このトランス脂肪酸はトップに挙げていただきたいと思っておりました。それはなぜかと言いますと、国民健康・栄養調査で継続して若い方、特に女性の脂質エネルギー比が非常に高くなっている。30%前後のところ、それを超える人が4割近くもいるということで、若い年代の食生活の全般を見たときに、総エネルギーが下がっている中で脂質エネルギー比が高まっているというふうな状況が継続し始めていることから、相当、脂質の内容を精査していく必要があるだろうと思っております。

もう1つは、女性の摂取状況、脂質をどこから摂っているのかというところの中では、やはり菓子類等のショートニングとか、このトランス脂肪酸と関連するものがかなりあり得るのではないかと。実際に、具体的に含有量というようなものをきちんと示されていないものですから、その由来はよく分からないんですけれども、部分的にしか分からないんですが、ここできちっと取り上げて精査しておくべきではないかというふうに思います。

以上です。

◆**早川座長** 外にいかがでございましょうか。

どうぞ。

◆**山田専門委員** 一番下のところに、「一部の民間企業においても、独自にトランス脂肪酸低減対

策がとられている」とお書きいただいて、正しくうちなどもそうなんです、それでは、本当に危険だと思って減らしているのかといいますと、そうではない。何となく怖いという、とりあえず減らしておこうかみたいなことでやっているものですから、これは是非、評価をきちんとすることで私たちにとってもメリットは非常に大きいと思います。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。

どうぞ。

◆壺井専門委員 私も、これはすごく大事なことだと思います。特に若い人は手軽に出来る脂質の多い洋風型食事でトランス脂肪酸の摂取も多いと思いますので、是非とも評価をきっちりしていきただきたいと思います。

◆早川座長 外に御意見がある方はいかがでしょうか。

どうぞ。

◆河合専門委員 私も前回、これについては意見を申しましたが、やはり今の状況は、きちんとリスク評価をしていただかないと、片一方では、一部、大臣の方が評価よりも規制をするというようなことを先に述べていますので、規制をする前に評価はしておくべきではないかと思いました。よろしくをお願いします。

◆早川座長 どうぞ。

◆佐々木専門委員 トランス脂肪酸については、管理機関から評価の諮問が来るといようなことは今後ないのでしょうか。事務局の方にお聞きしたいのですが。

◆早川座長 どうぞ。

◆山根専門委員 私も関連で質問したかったんですけども、消費者庁の方で検討が開始されて、その経緯といいますか、どういうことでスタートされたのかのお話は、どういうふうに食品安全委員会の方に伝わっているのか、お伺いできれば教えてほしいんです。

◆早川座長 どうぞ。

◆西村総務課長 消費者庁の方での議論は表示をするかどうかという議論でございますので、必ずしもそれが危険かどうかというものと直結しているわけではありませんが、経緯としましては、大臣が従来からこの問題については非常に御関心もあり、また、国会などで議論になったということも契機として、消費者庁に対して検討が指示されているということでございまして、すぐに表示をすると決定したという状況ではないというふうに聞いております。

したがって、これ自体が何らかの安全性について問われているというふうな状況にはございませんので、今、リスク管理機関の方からこれについて諮問があるというような予定があるわけではございません。

◆早川座長 どうぞ。

◆佐々木専門委員 ということであれば、是非、評価はきちんとしておくべきだと思います。特に、トランス脂肪酸がリスクを持っており、どういうハイリスクの群があるのかということを行いますと、そもそもの脂質の摂取量の多い方に、高脂血症になった後に更に悪さをするとか、成人病になった方に悪影響があるということで、普通に健康な人には余りトランス脂肪酸は影響しないというふうに聞いていますので、そこら辺も含めてきちっと評価するのが大事だと思います。

私は、この会議はあまり優先順位を決めるのではないだろう、必要かどうかをきちんとお話できれば。

と言いますのは、評価する専門調査会がいっぱいありますので、1つのところに3つも4つも行きますと大変なんですけれども、分散してやれるのであれば、1つの専門調査会が1つぐらい自ら調査をきちんとやって国民の不安に応えるべきだというふうに思っております。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

御発言いただいた専門委員の方々はすべて、これは取り上げるべきだということでございます。申し訳ございません、どうぞ。

◆宗像専門委員 私も同じ意見で、このコレステロールの問題とかが書かれていますし、やはり、これは今すぐというよりも、今の若い人たちが10年、20年、30年後に恐らく大きな問題になってくる可能性があるとしたら、今、予防的な意味でも、この時点で、この委員会がちゃんと評価をす

べきとして上げないということは禍根を残すのではないかという点から賛成です。

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、各専門委員のいろいろな御発言から、これは是非とも取り上げるべきだということでございますので、これにつきましては候補として選定するものとさせていただきたいと思えます。

最後の「シガテラ毒の食品健康影響評価」で、これにつきまして御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

◆山田専門委員 シガテラ毒を有する魚ということでここに書かれているのは、バラフェダイ、ヒメフェイダイ、それから、オニカマス等ですが、これはあまり魚屋さんの店頭には並んでいない。私も売ったことはないんですが、ここにカンパチなどでも「シガテラ毒が見つかる例がある」と書かれているカンパチ以外に、一般に流通している漁獲量の高い魚でシガテラ毒が見つかった例はあるのでしょうか。

◆早川座長 いかがですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 私どもが検索した中で、イシガキダイがありました。これも広く流通していないかもしれませんが、釣りの対象魚です。イシガキダイで中毒を起こした例が報告されておりました。

◆早川座長 外に何か御意見・御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

◆江森専門委員 もともとは、熱帯、亜熱帯の海域で生息する魚ということと、死んだサンゴに付着する藻類ということを考えますと、かなり地球温暖化の影響なども背景としてあるのではないかと思います。今後はこういった問題がもっと広範になってくる危険性はあるのではないかと思います。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。

これは、今、食品安全委員会の研究班ですか、これで何か。

◆酒井情報・緊急時対応課長 そのとおりでございます。今年度から3か年ということで研究を始めております。

◆早川座長 それでもう少し実態がしっかりと分かってくる。そういうことでございますか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 そうです。実態を含めまして、評価手法の検討ということでございます。

◆早川座長 外に何かございますでしょうか。

これは一般に、もともと問題がありそうなシガテラ毒を有する魚については、各自治体でそもそも市場に出てくるのが自粛されている。それで、カンパチが大好きで、イシガキダイが大好きでという方には、場合によっては問題があるかもしれませんが、先ほど、今、食品安全委員会で評価手法も含めてやろうと、研究を実施しようということで、これについては将来、もう少しデータを見て考えることもあるかもしれないけれども、今の段階での緊急課題といたしますか、取り上げるべき案件ではないような感じがいたしますけれども、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、そういうことで、これについては取り上げないということにさせていただきますと思います。

以上、総括しますと、食品健康影響評価の案件候補として、「トランス脂肪酸」、それから、「アルミニウム」を残すということでございます。

それで、重ねて委員あるいは専門委員の先生方から何かコメント等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、この専門調査会の結論としてはそういうことにさせていただきたいと思えます。

それで、全体として、その外に何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 報告の体裁等でございますが、これは私に御一任をいただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

#### (6) 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について

◆早川座長 少し時間が足りなくなりましたが、2つ目の議題として、「平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告等について」、事務局より御説明をお願いいたします。

◆西村総務課長 「資料 5」が今年度の運営計画の実施状況の中間報告についてまとめたものでございます。そして、「資料 6」が今年の 3 月に決まりました「食品安全委員会の改善に向けて」の進捗状況ということでございます。時間も限られておりますので、この実施状況の中間報告につきまして、特に「食品安全委員会の改善に向けて」の中で指摘され、その進捗がどうなっているかというところを中心にかいつまんで、何点か御説明させていただきたいと思います。

この運営計画自体は、今年 1 月の企画専門調査会で決定がされまして、3 月の親委員会で最終的に決定をされているものでございます。資料 5 の左側の欄に書いてあるものがその運営計画自体でございまして、右側に書いてありますものが今年 11 月 30 日段階での進捗状況ということでございます。したがって、12 月に入ってから少し進捗されているものについては必ずしも反映されていない部分がございます。

1 ページに運営計画の重点事項ということで、3 番のところに、平成 21 年度においては、特に、次の事項を重点として定めるということが書いてございます。

これは、「食品安全委員会の改善に向けて」の項目とも対応しているところでございますけれども、特に 1 番目の「ポツ」にございますような、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑にリスク評価を実施するために、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進める。また、評価のガイドラインの作成を進めるというようなことが重点の 1 つになっております。

研究については、今後、評価を実施する上で必要となる課題に適切に対応した研究領域を設定して進めていき、また、中間評価及び事後評価を適切に行うということになっております。



リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、理解度をより一層高めるような取組、そして、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うための取組を行っていくということがございます。

また、広報についても、マスメディアを通じた対応というようなものに取り組んでいくというようなことが書いてあるところでございます。

こういったようなことを踏まえまして、「第2」と書いてある2ページのところでございますけれども、委員会、そして、各専門調査会が開催されてきているところでございます。

「①」の委員会については、これまで34回。そして、企画専門調査会は2回、今日を含めると3回ということです。それから、リスクコミュニケーション専門調査会が4回、緊急時対応専門調査会が1回、12月に入ってからはもう1回行われております。

そして、3ページの一番下のところでございますけれども、危害要因ごとの評価を行う評価系の専門調査会が合計で101回開催されておまして、4ページの右側のところにありますように、各専門調査会での審議が行われております。

これにつきましては、「(2) 調査審議の効率化」ということで様々な取組が行われておまして、4ページの真ん中のところがございますように、企業申請品目については標準処理期間ということでタイムクロック制を平成22年1月から導入することを決定するというようなことでありますとか、あるいは、食品安全委員会が既に評価の結果を有している評価対象については、効率的に審議が行えるような手続を定めるというようなことが行われております。

また、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」というような、委員会の下に品目別の項目に関する機動的に対応するためのワーキンググループを設置するというようなことも行われているところでございます。

それから、5ページの「第3」と書いてあるところが評価の関係で、まず、「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施」ということでございます。

これにつきましては、「1」の「①」のところがございますように、平成20年度までに評価を要請されている案件につきましては、特段の事由があるときを除き、平成21年度中に評価を終了できるように努めるということにされておまして、5ページの右下の方でございますように、これまでのリスク評価案件数は1,204件で、うち今年度に評価依頼があった案件が65案件ですが、その対象のうち、評価終了案件が841件、うち今年度は100件というようなことでございました。また、これについてホームページなどでの公開ということに努めてきたところでございます。

6ページでございますけれども、その他効率的な審査ということで、「②」でございますように、専門調査会の所掌を見直すというようなことも行われております。

それから、そのページの下の方ですが、評価に関するガイドラインを策定するということになっておりますけれども、これにつきましては、添加物については、現在、パブリック・コメントの段階に来ておりますし、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等の関係については、ガイドライン策定の検討を開始したというような状況でございます。

7 ページは自ら評価の関係でございますが、これについては先ほど御議論いただきましたので、飛ばさせていただきます。

9 ページの下の方には、「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」ということでございますが、厚生労働省及び農林水産省に対して、この施策の実施状況の調査を行い、委員会において報告をしているところでございます。

10 ページの下の方は、研究ということでございます。特に評価を実施する上で今後必要となる課題に対応した研究領域を設定して進めていくということございまして、平成 21 年度の研究につきましては、3 研究領域の 6 課題を研究課題として採択しております。

昨年度及び一昨年度に採択されたものを含めて、現在、継続して実施しているということございまして、研究課題の一覧については資料の 22 から 23 ページに一覧表が付けてあるところでございます。

そして、22 年度の新規研究課題の選定について、研究領域の募集から現在スタートしているところでございます。

それから、事後評価の状況については、この「別添資料 3」、24 ページのところに付けているような状況で進めているところでございます。

12 ページ以降は、リスクコミュニケーションの関係ということで、これにつきましては、「1 意見交換会の開催」というようなことで、これまで 24 回開催されております。この中では、「ジュニア食品安全委員会」とか「リスクコミュニケーター育成講座」の受講者の活用というようなことで、いろいろな取組を行っております。

13 ページの下の方ですが、リスクコミュニケーションの関係では、とりわけリスクコミュニケーターの方を育成していくというようなことで、「リスクコミュニケーター育成講座」というようなものを 13 ページの下から書いてあるような形で取り組んできているところでございます。

15 ページは、「4 食品安全モニターの活動」ということで、今年度は新たに 235 名の方をお願いをしまして、従前からお願いしている方を含めて 470 名の方に食品安全モニターをお願いし、モニター会議、あるいはモニターの方にはいろいろな御意見をいただく、あるいは意識についての課題報告などをいただいているところでございます。

16 から 17 ページ辺りは、「5 情報の提供・相談等の実施」というところで、ホームページそ

の他において積極的に情報提供を行っているという内容でございます。

18 ページまでは、そういったことでございます。

19 ページには、「第5 緊急の事態への対処」ということで、この対応訓練計画に従って行っているわけですが、新型インフルエンザ発生事案に対する緊急時対応についての検証などを行ってきているところでございます。

19 ページの下以降は、情報の収集、整理及び活用というようなことでございます。

また、20 ページは、「2 国際協調の推進」ということで、先ほども若干出ておりましたが、Codex や OECD などとの連携について書かれているところでございます。

21 ページは、「第7」、調査事業ということで、データの収集・整理・解析等を目的とする調査事業ということで、「別添資料4」、25 ページに書いてありますような13 課題を調査課題として選定したということが平成21 年度の状況ということでございます。

資料6 の方は、今、申し上げましたものを「食品安全委員会の改善に向けて」の改善方策に対応して整理したもので、ほぼ内容は同じでございますので、時間もございませんので、説明は取りあえず省略させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

◆江森専門委員 先ほどの発言の中で何となく不安という言葉が出たと思うんですけども、その何となく不安をどう払拭していくかということもこの食品安全委員会の重要な役割だと思います。

そういう観点から見たときに、食品安全委員会の場合は地域に拠点がないですから、地域との連携はやりづらいという部分はあるんでしょうが、縦割りの行政を払拭して、例えば文部科学省や教育委員会というようなところとも連携しながら、学校教育の中の食育の場でそういった話ができるよう努力を是非お願いしたいと思っております。

◆早川座長 ありがとうございます。

何か事務局の方でコメントはございますか。

◆新本リスクコミュニケーション官 学校教育の場との連携という御意見でございますが、リスク

コミュニケーションの一環といたしまして、また、食育の一環といたしまして、食品安全委員会といたしましても、科学的な知識を現場に正しく伝えることが非常に重要と考えています。

今、具体的な取組といたしましては、1つは今年の調査事業の中で学校教育の、特に中学校の家庭科の時間を想定していますけれども、科学的な知識を分かりやすく、すぐ理解いただけるような副読本の作成を現在やっているのが1つございます。

また、先生方に対してもそういった科学的な食品安全に対する考え方を身につけていただくことが重要ですので、ここにおられます畑江委員が学校の免許の更新の関係の講習がございますけれども、そういう場に出掛けていって、そういった食品安全に関する講習をするとか、あるいは生徒さんの訪問学習という形で、この食品安全委員会にも来ていただいて、どういうことをやっているかということを見ていただくとか、今、そういった様々な取組を進めているところでございます。

◆早川座長 外に何かございますでしょうか。

どうぞ。

◆阿南専門委員 食品安全委員会の評価の進め方ですけれども、今回問題になりました花王のエコナ食用油については、もともと DAG 油の評価を決定したときから、念のためにこれを試験するということがあったと思うのですけれども、それがずっと6年間そのまま結論が出ないまま、今回、また新たな問題が生じたという経過です。消費者にとってみますと、その6年間やってきたことと、新たに生じた問題は、なかなか区別がつきません。なぜ、評価をもう少し早くできないのか。念のための検査であろうと、何にしろ、もう少しスピードアップして、きちんと説明できるような進めができないものかと思いますが、これはお願いです。

◆早川座長 どうぞ。

◆北條評価課長 DAG の問題については、御指摘のように6年以上前から評価を進めているということで、この間、追加データの要求をして、それが提出されるまでの時間もございましたもので、なかなか速やかに行われていないという事実はございます。また、御案内のように、夏には新たなグリシドール脂肪酸エステルという不純物の問題も持ち上がったということで、これについても追加データの収集について厚生労働省の方をお願いをしているという状況でございます。

決して、ゆっくりやっていたらいいというふうに考えているわけではもちろんございませんで、そういうデータが出てき次第、専門調査会の方に御審議をお願いして、できるだけ早く評価をした

いと考えております。

◆早川座長 よろしいですか。お願いということなので、そのことで是非、またよろしくお願いたします。

外にいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これで議事次第の中に入っている議題は終わりましたけれども、その他、何かございますでしょうか。

◆西村総務課長 外には、私どもの方からは特にございません。

◆早川座長 それでは、以上によりまして本日の議事はすべて終了ということでございますが、次の日程につきましてどのようなになっているか、お願いたします。

◆西村総務課長 次回につきましては、平成 22 年度の運営計画について御審議いただくことになろうかと思えます。本日は時間もなくて、運営計画の関係はもう少し御議論いただく機会があればと思っておりましたところ、次回、ちょうど運営計画について御議論いただくことになろうかと思えますので、そこで広く食品安全委員会の活動の在り方についても御議論いただきたいと思っております。

日程につきましては、既に御連絡させていただいているかと思えますが、来年 2 月 16 日（火曜日）の 10 時から 12 時半までという 2 時間半の予定でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

◆早川座長 それでは、司会の不手際で少し時間を超過いたしましたけれども、以上をもちまして、食品安全委員会企画専門調査会第 32 回会合を閉会いたしたいと思えます。

どうも、活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。